

登録検査機関立入検査実施要領

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（以下「法」という。）第19条第1項の規定による登録特定原動機検査機関が行う特定原動機検査事務及び法第26条第1項の規定による登録特定特殊自動車検査機関が行う特定特殊自動車検査事務（以下単に「検査事務」という。）が適切に行われているかどうかを確認する目的から、法第24条第1項（法第27条において準用する場合を含む。）の規定により経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が行う登録特定原動機検査機関及び登録特定特殊自動車検査機関（以下「登録検査機関」と総称する。）に対する立入検査（以下単に「立入検査」という。）は、下記により行うこととする。

1. 立入検査の検査内容及び実施頻度

- (1) 立入検査の検査内容は、別記「検査事項」に掲げるとおりとする。
- (2) 立入検査は、原則として、登録検査機関が登録又は更新を受けた後1年を目安に1回行うものとする。
- (3) 臨時に行う立入検査については、(1)及び(2)の限りではない。

2. 立入検査通知

経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣は、立入検査を実施するに当たって、1週間前までに立入検査日時等の事項を記載した検査通知書（様式1）により立入検査を受ける登録検査機関（以下「被検査機関」という。）に対して通知するものとする。ただし、臨時に行う立入検査においてはこの限りではない。

3. 立入検査の日時

立入検査は、経済産業省、国土交通省及び環境省の職員（以下「検査官」という。）並びに登録検査機関の役職員が通常勤務する日及び時間にこれを行うものとする。

4. 立入検査を実施する職員の数

立入検査は、原則として2人以上の検査官によりこれを行うものとする。

5. 検査官の留意事項

- (1) 検査官は、公務員としての品位の保持に留意し、公正な検査の執行に努めなければならない。
- (2) 検査官は、次の事項に留意しなければならない。
 - ① 法第24条第2項（法第27条において準用する場合を含む。）の規定による身分証明書を携帯し、被検査機関から請求があったときは、これを提示すること。
 - ② 立入検査に関し、国家公務員倫理法の規定を遵守すること。
 - ③ あらかじめ通知した範囲を超えて、立入検査を行うときは、被検査機関の日常業務の運営を阻害しないよう配慮すること。
 - ④ 法令の施行に必要な限度を超えることのないように留意すること。

⑤ 立入検査において知り得た事実については、厳に機密を保持すること。

6. 立入検査の開始

検査官は、立入検査の開始に際し、被検査機関に対して身分証明書を提示し、検査を行う旨を述べなければならない。

7. 立入検査の実施

立入検査は、別記「検査事項」を確認するために、別紙1「登録検査機関立入検査チェックリスト」を用いて行うこととする。

8. 立入検査に伴う措置

立入検査を終了した時は、必要に応じて、次の措置をとるものとする。

(1) 適合命令等

① 法第23条第1項から第3項までに規定する不適合な点があると認められる場合は、様式3により確認書を作成し、検査官と被検査機関が双方で確認、捺印し、確認書の写しを一部作成し、原本は被検査機関が、写しは検査官が保管することとする（確認書を取り交わす際には、被検査機関に対して、別紙2により検査実施後の処理の進め方を説明すること）。なお、判断に迷う事柄があった場合は、検査官は、必要に応じて、経済産業省、国土交通省又は環境省担当課に連絡を取り、その対応措置について検討することとする。

また、確認書で確認した内容について、設定した期限内（概ね30日以内）に、様式4により被検査機関に対し適合措置等報告書の提出を求めることとする。ただし、上記期限内に改善が終了できないような場合については、様式4により適合措置等計画書の提出を求めることとする（適合措置等計画書が提出された場合には、適合措置等計画書に記載された期日までに様式5により適合措置等報告書を求める。）。適合措置等計画書の提出のない場合については、様式3の確認書に記載された期限内に適合措置等が終了できるものとみなす。

② 適合措置等報告書の提出がなく、かつ、提出指示に従わない場合又は提出された適合措置等報告書の内容が十分でない認められ、かつ、適合措置等の指示に従わない場合には、様式6により行政手続法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会を付与した上で、様式7により適合命令等を発するとともに、様式8による適合措置等報告書を様式7の適合命令等において設定した期限内に提出するよう求めることとする。

(2) 登録の取消し、全部又は一部の停止

法第23条第4項及び第5項に規定する不適合、不適切な点又は法令違反があると認められる場合は、様式3により確認書を作成し、検査官と被検査機関が双方で確認、捺印し、確認書の写しを一部作成し、原本は被検査機関が、写しは検査官が保管することとする（被検査機関に対して、再度立入検査を行う旨を説明すること）。なお、判断に迷う事柄があった場合は、検査官は、必要に応じて、経済産業省、国土交通省又は環境省担当課に連絡を取り、その対応措置について検討することとする。

(3) (1)、(2) に該当するもの以外の改善すべき事項については、必要な指導を行うこととする。

9. 立入検査の結果報告

検査官は、立入検査終了後速やかに、立入検査実施概要及び結果（被検査機関に対する対応措置等を含む。）を様式2により、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣に報告するものとする。

10. 情報公開

法第23条第1項に基づく適合命令、同条第2項に基づく改善命令、同条第3項に基づく変更命令、同条第4項に基づく登録の取消し、同条第5項に基づく停止命令又は法第27条において準用する第23条に基づく命令等を行った場合には、被検査機関名を含めて公開する。

附則

この要領は、平成24年3月5日より施行する。

(別記)

検査事項

- 登録特定原動機検査機関については、法第19条、第21条、第22条等に関し、及び登録特定特殊自動車検査機関については、法第26条、第27条において準用する第19条、第21条、第22条等に関し、下記の事項について検査を行う。

1. 登録基準の適合状況

- ・申請書及び添付した書類について立入検査時の適合状況 等

2. 規程類の整備状況

- ・登録検査機関に係る検査事務の実施に関する規程、関係規程類（以下、「規程類」という。）の整備状況 等

3. 公正さに関する実施事項

- ・検査業務の公正さに関する状況 等

4. 組織及び運営

- ・財務諸表等及び帳簿類の整備状況、手数料の設定状況 等

5. 検査事務の実施状況

- ・検査事務の実施体制、結果報告状況、検査記録の保存 等

6. 秘密の保持の確保

- ・秘密の保持の確保 等

7. その他、必要な措置状況

(様式1)

立入検査通知書

平成 . . . 製〇〇号
国総環リ第〇〇号
国自審第〇〇号
環水大自発第〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

(被検査機関 代表者名) 殿

経済産業省製造産業局長

国土交通省総合政策局長

国土交通省自動車局長

環境省水・大気環境局長

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく立入検査について（通知）

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第24条第1項(同法第27条で準用する場合を含む。)の規定に基づき、貴法人に対して立入検査を下記のとおり行うので通知します。

記

1. 検査の内容：登録特定原動機検査機関、登録特定特殊自動車検査機関
 - (1) 登録基準の適合状況
 - (2) 規程類の整備状況
 - (3) 組織及び運営

- (4) 検査事務の実施状況
- (5) 秘密保持の確保
- (6) その他、必要な措置状況

2. 検査日時及び場所

- (1) 日時： 年 月 日 時 ～ 時
- (2) 場所：

3. 検査職員：所属部課名 官職 氏名

4. その他：検査事務の状況について説明しうる役員及び職員は立会してください。

5. 検査時に確認する資料

- (1) 貴法人の業務・事業の概要、組織図、機構図
- (2) 登録時又は更新を受けた場合は直近の更新時の申請書（写）及び添付した書類、事業場の所在変更資料（事業場を所在変更した場合に限る。）並びに第26条第2項第1号に規定する特定特殊自動車排出ガスの濃度計その他の器具
- (3) 検査事務の実施に関する規程および職務規程等の関連規程類
- (4) 財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書、事業報告書（ 年度～ 年度まで）
- (5) 帳簿類
- (6) 検査実施記録
- (7) 秘密の保持に係る書類、外注に係る書類（外注を実施している場合に限る。）
- (8) その他検査に必要な書類等

以上

(様式2)

立入検査報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

経 済 産 業 大 臣 殿

国 土 交 通 大 臣 殿

環 境 大 臣 殿

経済産業省〇〇課 (検査官名)

国土交通省〇〇課 (検査官名)

環 境 省〇〇課 (検査官名)

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく登録検査機関である 〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇 に対し、□□□□□□□□□□□□ 立会のもとに、△△年△△月△△日から
△△年△△月△△日にわたり立入検査を実施したので、その結果を報告します。

1. 立入検査実施概要 (チェックリストもあわせて添付すること。)

2. 検査結果

①改善が必要と判断される事項及びその根拠

②その他特記事項等

(様式3)

立入検査結果確認書

年 月 日から 年 月 日にわたり実施した立入検査の結果、以下の事項について確認します。確認した事項については、年 月 日までに、被検査機関は、適合措置等報告書（又は計画書）を提出することとします。

1. ○○○○○・・・・・・・・・

2. ○○○○○・・・・・・・・・

3. ○○○○○・・・・・・・・・

経済産業省	役職	氏名	印
国土交通省	役職	氏名	印
環 境 省	役職	氏名	印

被検査機関	氏名	印
被検査機関	氏名	印

※提出する様式は、(様式4)によるものとする。

※報告書の提出期限は、不適合等の内容、適合措置等の内容に応じて適切に設定すること。

(様式4)

年 月 日

経済産業大臣 殿

国土交通大臣 殿

環境大臣 殿

登録検査機関名

代表者名

住所

連絡先

立入検査結果の適合措置等報告書（又は計画書）

年 月 日から 年 月 日に実施された立入検査の結果、確認事項については、次のとおり適合措置等を実施した（又は適合措置等を実施する計画です）ので報告します。

確認事項	適合措置等報告（計画）
1.	1.
2.	2.
3.	3.

※必要に応じて、説明資料、写真等参考となる資料を添付すること。

※適合措置等計画書の場合は、「適合措置等計画」の欄に適合措置等終了予定時期を記載し、適合措置等終了予定時期までに、（様式5）により適合措置等終了報告書を提出すること。

(様式5)

年 月 日

経済産業大臣 殿

国土交通大臣 殿

環境大臣 殿

登録検査機関名

代表者名

住所

連絡先

立入検査結果の適合措置等終了報告書

年 月 日から 年 月 日に実施された立入検査の結果、確認事項については、適合措置等計画書（ 年 月 日付け番号）に基づき、次のとおり適合措置等が終了したので報告します。

確認事項	適合措置等報告
1.	1.
2.	2.
3.	3.

※必要に応じて、説明資料、写真等参考となる資料を添付すること。

(様式6)

番 号
年 月 日

(被検査機関 代表者名) 殿

経 済 産 業 大 臣

国 土 交 通 大 臣

環 境 大 臣

行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づく弁明の機会の付与について

年 月 日から 年 月 日に特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 [第24条第1項/第27条において準用する第24条第1項] に基づく立入検査を実施した結果、下記のとおり不適合、不適切な点又は法令違反が認められるので、同法第23条第○項[第1項、第2項又は第3項]の規定に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇〇[適合措置、改善措置又は変更]するよう命ずることを予定している。

については、行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づき弁明の機会の付与するので、弁明がある場合には、〇〇年〇〇月〇〇日までに、文書をもって提出されたい。

記

(不利益処分の原因となる事実を記載)

以上

(様式7)

番 号
年 月 日

(被検査機関 代表者名) 殿

経 済 産 業 大 臣

国 土 交 通 大 臣

環 境 大 臣

適合措置命令等について

年 月 日から 年 月 日に特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 [第24条第1項/第27条において準用する第24条第1項] に基づく立入検査を実施した結果、下記のとおり不適合、不適切な点又は法令違反が認められるので、同法第23条第○項[第1項、第2項又は第3項]の規定に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇〇[適合措置、改善措置又は変更]するよう命じます。

また、適合等のために講じた措置を 年 月 日までに、様式8により報告してください。

なお、この処分に対し不服がある場合には、行政不服審査法第14条第1項の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣に対し審査請求をすることができます。

記

(適合命令等を行う理由を記載)

※報告書様式は(様式8)によるものとする。

※報告書の提出期限は、不適合等の内容、適合措置等の内容に応じて適切に設定すること。

(様式8)

年 月 日

経 済 産 業 大 臣 殿
国 土 交 通 大 臣 殿
環 境 大 臣 殿

登録検査機関名
代表者名
住所
連絡先

立入検査結果の適合措置等報告書

年 月 日から 年 月 日に実施された立入検査の結果、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣から 年 月 日で適合措置命令等を請けた事項については、次のとおり適合措置等を実施したので報告します。

命令事項	適合措置等内容
1.	1.
2.	2.
3.	3.

※必要に応じて、説明資料、写真等参考となる資料を添付すること。

(別紙1)

登録検査機関立入検査チェックリスト

検査官名	所属： 官職： 氏名：	
検査官名	所属： 官職： 氏名：	
検査日時	平成 年 月 日 時～ 時	
検査場所		
立会者名	所属： 官職： 氏名：	
立会者名	所属： 官職： 氏名：	
登録検査機関の名称		
登録検査機関の別 ※該当する欄に「○」を記載	登録特定原動機検査機関	登録特定特殊自動車検査機関
代表者・役員氏名		
主たる事業場の所在地	(電話番号：)	
従たる事業場の所在地	(電話番号：)	

※適宜枠を追加して記載する。

(検査項目別細目)

適否欄：「○」「×」等を記載

1. 登録基準の適合状況

<登録（更新）申請書及び添付書類の現況確認>

- ・法第19条第2項（法第27条において準用する場合を含む。）の規定に基づく申請書又は法第20条第2項（法第27条において準用する場合を含む。）において準用する第19条第2項の規定に基づく更新の申請書及び添付書類について、立入検査時の状況が登録基準を満たしているか。

（法第19条第2項（規則第24条）、第3項、第4項関係）

適否	備考

<事業場の所在地の変更の届出>

- ・法第21条第3項の更新が適切にされているか。
（法第21条第3項関係）

適否	備考

2. 規程類の整備状況

<業務規程など関係規程類の整備状況>

- ・法第21条第4項（法第27条において準用する場合を含む。）の規定に基づく特定原動機検査事務及び特定特殊自動車検査事務に関する規程、その他必要な規程類が整備されているか、又は適切に更新されているか。

- ・最新版の配布状況等、規程類の管理が適正に行われているか。

（法第21条第4項（規則第26条）関係）

適否	備考

3. 公正さに関する実施事項

<検査事務の公正実施>

- ・検査に際し、規則第25条第1項に定める方法がすべての依頼者に対し同様に適用されているか。
- ・検査に際し、依頼者によって確認する範囲に相違が無いか。

- ・検査に際し、依頼者によって検査終了から通知までの期間に不合理な差異が生じていないか。

（法第21条第2項（規則第25条第1項）関係）

- ・法第21条第6項に規定に基づく請求に適切に対応しているか。

（法第21条第6項、法第23条第5項第3号関係）

適否	備考

<公益法人：中立公正な運営の確保>

- ・ 検査事務が公正に行われることを担保するために、検査事務を行う法人が必要な措置をとっており、その措置が明らかになっているか。
- ・ 検査事務に関わる法人の役職員について、検査事務を適正に行うために必要な職務規程が定められているか。

適否	備考

(「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日）」の(別添)「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置」のⅡ 2(1)②及び④関係)

4. 組織及び運営

<財務諸表等の整備状況>

- ・ 毎事業年毎にその事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書の作成がなされ、5年間事業場に備え置かれているか。

適否	備考

(法第21条第5項関係)

<帳簿の作成、保存>

- ・ 検査事務に関し、規則第28条第1項に基づく事項を記載した帳簿を備え、規則第28条第2項に基づき適切に保存しているか。

適否	備考

(法第21条第7項(規則第28条)関係)

<公益法人：行政委託型事業の点検すべき項目>

- ・ 検査の実施に必要な水準の財政基盤が確保されているか。
- ・ 事業の実施に必要な資格者、職員数が確保されているか。施設や設備の整備状況は必要な水準に達しているか。
- ・ 検査を自ら実施せず、実質的に外部へ委託されているようなことはないか。
- ・ 役員構成に偏りはないか。
- ・ 定められた基準や手続きに基づき、検査が適切に実施されているか。

適否	備考

(「行政委託型法人等の総点検の推進について(平成10年12月4日)」の(別紙)「行政委託型法人等の総点検の具体的な着眼点(例)」の2 関係)

<公益法人：行政委託型事業の点検すべき項目>

- ・会計処理について、検査事務に係る事項と他の事項で区分経理され、会計基準に基づき適正に行われているか。
- ・事業の収支状況は適切（収支均衡）か。多額の剰余金を計上したり、それを不適切に使用しているようなことはないか。
- ・法人が定める手数料は適切（実費相当）か。必要な見直しが行われているか。
 （「行政委託型法人等の総点検の推進について（平成10年12月4日）」の（別紙）「行政委託型法人等の総点検の具体的な着眼点（例）」の3 関係）

適否	備考

<公益法人：事務実施の透明化>

- ・特定原動機検査事務又は特定特殊自動車検査事務と、法人が独自で行っている類似の事務、事業とが第三者に明確に区別できるようにされているか。
 （「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日）」の（別添）「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置」のⅡ 2（3）①関係）

適否	備考

5. 検査事務の実施状況

<検査実施体制、結果報告状況、検査記録の保存等>

- ・遅滞なく検査事務が実施されているか。
 （法第21条第1項関係）
- ・法第21条第2項（規則第25条第1項）に定める方法、法第21条第4項（規則第26条第1項）に定める規程に基づき適切に検査が行われているか。
- ・測定結果の記録が適切に行われているか。
- ・通知書の発行が適切に行われているか。
 （規則第25条、第26条関係）
- ・主務大臣の許可なく検査事務の全部又は一部を休止、又は廃止していないか。
 （法第21条第8項関係）

適否	備考

適否	備考

6. 秘密の保持の確保

--	--

<秘密の保持の確保>

- ・秘密の保持に関する規程類が整備されているか。役員又は職員に対し秘密の保持に係る規程類の整備等を行っているか。

(法第22条第1項関係)

7. その他、必要な措置状況

適否	備考

(適宜、検査官により追記する)

(別紙2)

検査実施後の処理の進め方について

【検査終了後】

- ・検査終了後、法第23条第1項から第3項までに規定する不適合な点があると認められる場合は、検査官と被検査機関との間で、事実関係について確認書(様式3)を交わします。
- ・被検査機関は、確認書に記載した内容に対する適合措置等報告書又は適合措置等計画書(様式4)を期限までに提出してください。適合措置等計画書には適合措置等終了予定時期を明記してください。
- ・適合措置等計画書を提出した場合には、適合措置等が終了した後、適合措置等計画書に記載した適合措置等終了予定時期までに適合措置等終了報告書(様式5)を提出してください。

【適合命令等について】

- ・法第23条第1項から第3項までに規定する不適合な点があり、かつ、次のイ又はロに該当する場合には、法第23条第1項から第3項までの規定に基づき適合命令等を行います。適合命令等を行った場合には、ホームページ等で被検査機関名を含めた情報公開を行います。
 - イ. 提出された適合措置等報告書の内容が法の規定に適合していないと認められ、何らかの措置を講じる必要がある場合であって、指示に従わない場合。
 - ロ. 適合措置等報告書の提出がない場合であって、提出指示に従わない場合。
- ・被検査機関は、適合命令等を受けた内容に対する適合措置等報告書又は適合措置等計画書を期限までに提出してください。
- ・適合命令等に応じない場合は、法に基づく罰則が適用される可能性があります。